改正後

（意見聴取の方法）

第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項又は第三十七条第二項の規定による審査専門委員の意見聴取は、複数の審査専門委員の意見を聴くことにより行う。

［条を削る。］

（確認に係る意見聴取の開始手続）

第二条　国家公安委員会は、法第六条第二項の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ、前条の規定により意見を聴く審査専門委員（以下「担当審査専門委員」という。）の参集を求め、当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとする理由を明らかにした書面並びに法第六条第一項に規定する当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当すると認める旨を証する書類の要旨を記載した書面及び法第六条第一項の意見聴取調書の写しを示すものとする。この場合において、国家公安委員会は、担当審査専門委員の同条第二項の規定による意見の提出のため必要な調査又は審議の機会を確保するよう努めなければならない。

（説明要求等）

第三条　［略］

（意見の提出の方法）

第四条　法第六条第二項の規定による担当審査専門委員の意見の提出は、別記様式第一号の意見書により行うものとする。

（再度の意見聴取）

第五条　［略］

（意見聴取結果調書）

第六条　警察庁長官は、法第六条第二項の規定による意見聴取が終了したときは、速やかに、別記様式第二号の意見聴取結果調書を作成し、国家公安委員会に報告するものとする。

［各号を削る。］

2　［略］

改正前

（意見聴取の方法）

第一条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第六条第二項又は第三十七条第二項の規定による審査専門委員の意見聴取は、次条の規定によりあらかじめ定めた班の一に属する審査専門委員の意見を聴くことにより行う。

（審査専門委員の班）

第二条　国家公安委員会は、あらかじめ、審査専門委員の全員を均等な人数の複数の班に分け、意見を聴くべき審査専門委員の班の順序を定めるものとする。

（確認に係る意見聴取の開始手続）

第三条　国家公安委員会は、法第六条第二項の規定により意見を聴こうとするときは、あらかじめ第一条の規定により意見を聴く審査専門委員（以下「担当審査専門委員」という。）の参集を求め、当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当する旨の確認をしようとする理由を明らかにした書面並びに法第六条第一項に規定する当該暴力団が法第三条又は第四条の要件に該当すると認める旨を証する書類の要旨を記載した書面及び法第六条第一項の意見聴取調書の写しを示すものとする。この場合において、国家公安委員会は、担当審査専門委員の同条第二項の規定による意見の提出のため必要な調査又は審議の機会を確保するよう努めなければならない。

（説明要求等）

第四条　［同上］

（意見の提出の方法）

第五条　法第六条第二項の規定による担当審査専門委員の意見の提出は、理由を付した書面（第七条において「意見書」という。）により行うものとする。

（再度の意見聴取）

第六条　［同上］

（意見聴取結果調書）

第七条　警察庁長官は、法第六条第二項の規定による意見聴取が終了したときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した意見聴取結果調書を作成し、国家公安委員会に報告するものとする。

一　事案の件名

二　担当審査専門委員の氏名

三　第三条の規定による担当審査専門委員の参集の期日及び場所

四　意見書の受理年月日

五　意見の概要

六　担当審査専門委員から説明又は資料の提出を求められた場合には、その旨

七　その他必要な事項

2　［同上］